

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (仮称)の骨子(案)について

1 趣旨

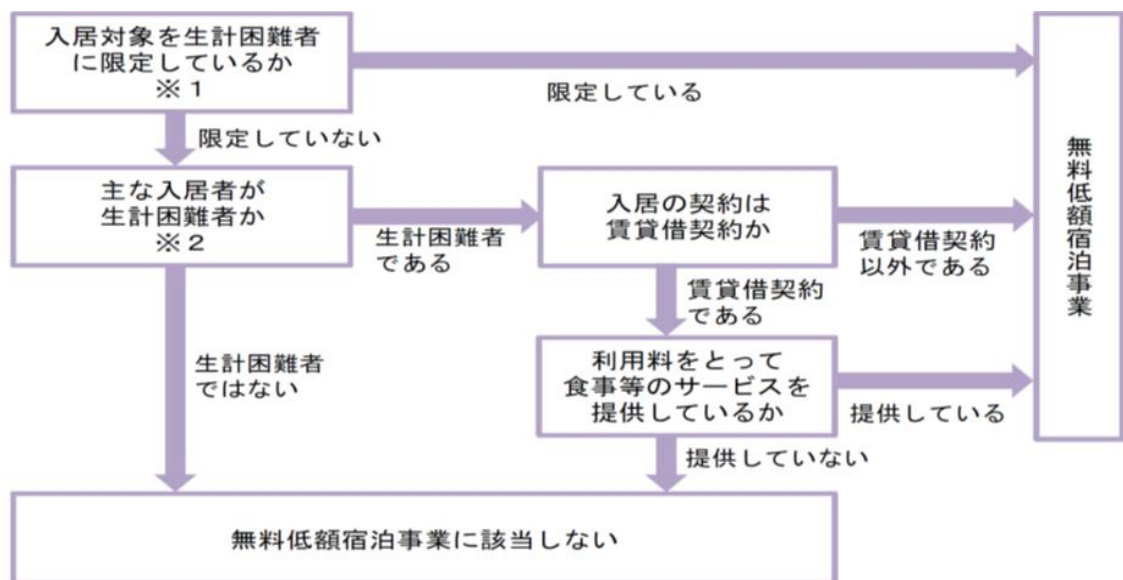
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号。以下「改正法」といいます。)により改正された社会福祉法において、貧困ビジネスへの規制強化のため、第二種社会福祉事業のうち、住居を提供する施設(住居の用に供するための施設)が新たに「社会福祉住居施設」として位置付けられ、そのうち「無料低額宿泊所」の設備及び運営に関する基準については厚生労働省令で定める基準を踏まえ、都道府県、指定都市等が条例で定めることになりました。

令和元年8月19日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」といいます。)が公布されたことに伴い、本市においても条例を制定する予定です。

2 無料低額宿泊所の範囲

入居対象者を生計困難者に限定している、又は主な入居者が生計困難者で、賃貸借契約以外の契約に基づき入居している場合若しくは利用料をとって食事等を提供している場合に無料低額宿泊事業に該当します。

ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で入居させるものでないことが明らかである場合は、無料低額宿泊事業に該当しません。



※1 入居者に対して生活保護の申請を要求したり、手続きの補助を行う場合や、路上生活者に声かけ等を行っている場合を含む

※2 全入居者のうち生活保護受給者の割合が概ね5割以上を占める場合(前年度の入居者の実態等に応じて判断する)

3 条例案策定に当たっての方針

条例制定に当たっては、省令で定める基準に基づきますが、これまで本市で制定した同様の条例や石川県で制定する条例と整合性を図るとともに、入居者へのサービスの質の向上を図る観点から独自基準を設定します。

下記の独自基準（案）以外は、省令と同じです。

【独自基準（案）】

基本的視点	項目	具体的内容	理由
利用者の尊厳の確保	居室の床面積	一律7.43㎡ (省令第12条第6項第1号ハただし書に相当する規定を設けず、地域の事情による基準の緩和を行わない。) (義務)	利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため
	人権の尊重と虐待防止	職員に対する人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保すること。(義務) 虐待防止責任者の設置等により虐待防止体制を整備すること。(努力義務)	全国的に社会福祉施設等での不適切事例が確認されており、より一層の取組が求められるため
サービスの質の向上	サービス利用者の安全確保と地域協力体制の構築	非常災害計画を職員及び入居者に周知(義務) 防災訓練時に、地域住民の参加が得られるよう連携すること。(努力義務)	非常災害に備え、平常時から連携確保の必要性に関する認識を深めるため

4 本市の条例の骨子案

- (1) 無料低額宿泊所の規模
 - 入居の定員が5人以上
- (2) 定員の遵守
 - 入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。
- (3) 設備の基準
 - 建物は、建築基準法及び消防法の規定を遵守するものでなければならない。
 - 居室、炊事設備、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場、共用室、相談室、食堂などを設けなければならない。
 - 居室の定員は1人とし、居室は地階に設けてはならない。
 - 居室の床面積は7.43㎡以上とする。(独自基準)
- (4) 職員配置の基準
 - 職員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた数とし、そのうち1人は施設長
 - 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備(独自基準)
- (5) 勤務体制の確保等
 - 入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備
 - 職員に対し、入居者の人権擁護及び虐待防止等に係る研修の機会を確保(独自基準)
- (6) 非常災害対策
 - 施設防災計画を策定し、定期的に職員及び入居者に周知し、必要な訓練を実施(独自基準)

5 施行日

令和2年4月1日(改正法の施行日)